

- ス 給水・炊き出し訓練
- セ 隣接市町等との連携訓練
- ソ 避難所開設・運営訓練
- タ 要配慮者の安全確保訓練
- チ ボランティアの受入・活動訓練
- ツ その他災害想定に応じて必要と認められる訓練

2. 個別防災訓練の実施

村は、災害時において各機関が処理すべき事務又は業務を迅速かつ円滑に行うため、プライド方式の図上訓練も含め、個別防災訓練を段階的、定期的に実施する。また、複合災害を想定した図上訓練も実施するものとする。

なお、訓練内容はおおむね次のとおりとし、訓練終了後は評価を実施して、課題・問題点等を明確にし、必要に応じて各種マニュアルや体制等の検証・改善を行うものとする。

- (1) 通信訓練
- (2) 情報収集・伝達訓練
- (3) 津波警報伝達等訓練
- (4) 非常招集訓練
- (5) 災害対策本部設置・運営訓練
- (6) 避難・避難誘導訓練
- (7) 消火訓練
- (8) 救助・救出訓練
- (9) 救急・救護訓練
- (10) 水防訓練
- (11) 水門・陸こう等の閉鎖訓練
- (12) 避難所開設・運営訓練
- (13) 給水・炊き出し訓練
- (14) その他村独自の訓練

3. 防災訓練に関する普及・啓発

個別防災訓練や総合防災訓練の参加者となる住民に対して、村の広報など各種の媒体を通じた普及・啓発を行い、防災訓練への参加意識を高揚する。

また、村は地域の防災力を高めるため、住民自らが実施し、幅広い層が参加する防災訓練の普及に努めるとともに、地域住民と一体的に取り組む訓練の実施を推進する。

第8節 避難対策

[総務課]

地震・津波災害時において住家を失った住民及び地震・津波災害に起因する水害、土砂災害、火災等の二次災害危険箇所周辺の住民を保護するため、指定避難所及び避難路等の選定、避難訓練及び避難に関する広報の実施、避難計画の策定等避難体制の整備を図るものとする。また、大規模災害時の想定危険箇所を把握し、現状の指定避難所及び避難路等についての総合的な課題の洗い出しを実施し、県と一体となって最適な指定避難所及び避難路等を地域ごとに検証し、現状に即した最も効果的な指定避難所及び避難路等を確保する。

1. 指定緊急避難場所の選定

村は、大規模地震・津波が発生した場合に住民の生命、身体を保護するため、次により指定緊急避難場所を選定する指定しておく。

なお、指定緊急避難場所の整備に当たり、津波からの緊急避難先として使用するものについては、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努めるものとする。また、もっぱら避難生活を送る場所として整備された指定避難所を指定緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

指定緊急避難場所は、災害の想定等により、必要に応じて近隣市町村の協力により、近隣市町村に設けることができる。

(1) 指定緊急避難場所の指定

- ア 避難者1人当たりの必要面積をおおむね2m²以上とする。
- イ 要避難地区の全ての住民（昼間人口や訪日外国人を含む旅行者等も考慮する。）が避難できるような場所を選定すること。
- ウ 大規模な土砂災害、浸水などの危険のないところにする。
- エ 土砂災害警戒区域等からはずれたところとする。
- オ 地区分けをする場合においては、町内会単位を原則とするが、主要道路、河川等を横断して避難することはできるだけ避ける。

(2) 地震火災に対する指定緊急避難場所の指定

大規模地震に起因する火災が発生した場合、密集街区での火災の延焼のおそれがあることから、地震火災に対する指定緊急避難場所の選定に当たっては上記(1)に掲げる事項のほか、次の事項に留意する。

- ア 大火輻射熱等を考慮し、避難者の安全を確保できる十分な広さを有する公園、緑地、グラウンド（校庭）、その他公共空地を選定する。
- イ 付近に大量の危険物等が貯蔵されていないところとする。
- ウ 状況に応じて、他の指定緊急避難場所に移動が可能なところとする。

(3) 津波災害に対する指定緊急避難場所の選定

津波災害に対する指定緊急避難場所の選定に当たっては、上記(1)に掲げる事項のほか、次の事項に留意する。

- ア 海に通ずる堰、沢等を渡る場所でないところとする。
- イ 住民が短時間で避難できる場所とする。

(4) 道路盛土等の活用

指定緊急避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努める。

(5) 臨時ヘリポートの確保

指定緊急避難場所が孤立するおそれが想定され、かつ救援物資等を空輸以外で輸送できない場合は、その周囲にヘリコプターが臨時に離着陸できる場所の確保に努める。

(6) 指定緊急避難場所等の事前指定等

- ア 指定避難所及び指定緊急避難場所は、次のとおりである。

(ア) 指定避難所

[平成29年4月現在]

収容地区		施設名	所在地	収容可能人員	管理者職氏名 電話番号	避難誘導員	施設の構造、面積	非常用電源の有無	給水・炊飯施設の有無		指定の有無	
地区名	地区人口								給水	炊飯	地震火災	津波災害
原田	212	ゆうなぎの里	字原田 55-2	50	施設長 32-2220	消防団長 地区総代 ・会長等	鉄骨造平屋 1,617.58 m ²	×	○	○	○	○
		ゆうなぎの里駐車場	字原田 55-2	400	"	"	6,215 m ²	×	○	×	○	○
		原田地区生活改善センター	字中道 83-40	60	原田 地区総代 38-2265	"	木造平屋 326.43 m ²	×	○	○	○	○
古佐井	631	佐井中学校	字中道 78-12	370	校長 38-2078	"	鉄筋2階 1,259 m ²	○	○	×	○	○
		佐井中学校校庭	字中道 78-12	900	"	"	13,597 m ²	×	○	×	○	○
		農業研修センター	字古佐井 川目 2-7	60	村長	"	木造平屋 516.72 m ²	×	○	○	○	○
		児童交流センター	字古佐井 川目 14-77	100	38-4060	"	木造平屋 652.83 m ²	×	○	○	○	○
		保育所	字古佐井 川目 4	100	保育所長 38-2919	"	鉄骨造平屋 1,030.28 m ²	×	○	○	○	○
		長福寺	字古佐井 112-1	100	住職 38-2298	"	木造平屋	×	○	○	○	○
		法性寺	字古佐井 30	60	" 38-2104	"	木造平屋	×	○	○	○	○
		発信寺	字古佐井 25-1	50	" 38-2276	"	木造平屋	×	○	○	○	○
		常信寺	字古佐井 100-1	20	38-2881	"	木造平屋	×	○	×	○	○
大佐井	629	佐井小学校	字糠森 103-3	320	校長 38-2262	"	鉄筋2階 1,071 m ²	○	○	×	○	○
		佐井小学校校庭	字糠森 103-3	380	"	"	5,773 m ²	×	○	×	○	○
		振興センター	字糠森 20	20	村長 38-2111	"	鉄筋2階 1,103.64 m ²	○	○	○	○	○
		津軽海峡文化館	字大佐井 112-1	200	佐井定期観光(株) 代表取締役 38-4513	"	鉄筋3階 3,941 m ²	○	○	○	○	×
		高齢者生活福祉センター	字大佐井 川目 39-12	50	社会福祉協議会会長 38-4181	"	鉄骨平屋 1,661 m ²	○	○	○	○	○

第3章 災害予防計画

収容地区		施設名	所在地	収容可能人員	管理者職氏名 電話番号	避難誘導員	施設の構造、面積	非常用電源の有無	給水・炊飯施設の有無		指定の有無	
地区名	地区人口								給水	炊飯	地震火災	津波災害
		商工会	字大佐井 114-1	60	商工会長 38-2270	消防団長 地区総代 ・会長等	木造2階	×	○	○	○	×
		八幡宮	字八幡堂 37	100	神主 38-2313	"	木造平屋	×	○	×	○	○
川目	58	川目地区生活改善センター	字大佐井 川目 125-2	80	川目地区総代 38-4215	"	木造平屋 277.68 m ²	×	○	○	○	○
矢越	173	矢越地区生活改善センター	字糠森 130-2	70	矢越地区会長 38-4208	"	木造平屋 339.52 m ²	×	○	○	○	○
磯谷	140	旧磯谷小中学校	字磯谷 10-2	80	村長	"	木造平屋 1,069 m ²	×	○	×	○	○
		旧磯谷小中学校校庭	字磯谷 10-2	200	"	"	3,170 m ²	×	○	×	○	○
		磯谷防災公園	字磯谷 111-4	30	"	"	354 m ²	×	○	×	○	○
		磯谷地区漁民研修センター	字磯谷 漁港地内	100	磯谷地区会長 38-4211	"	木造平屋 484.67 m ²	×	○	○	○	×
長後	71	旧長後小中学校校庭	字長後川 目 22	180	村長	"	2,756 m ²	×	○	×	○	○
		長後地区生活改善センター	字長後川 目 22	60	長後地区総代 38-5827	"	木造平屋 282.38 m ²	×	○	○	○	○
福浦	111	福浦小中学校	字福浦川 目 69	170	校長 38-5003	"	木造2階 1,461 m ²	○	○	×	○	○
		福浦小中学校校庭	字福浦川 目 69	250	"	"	3,781 m ²	×	○	×	○	○
		歌舞伎の館	字福浦川 目 70-1	100	福浦地区総代 38-5826	"	木造平屋 569.58 m ²	×	○	○	○	○
牛滝	106	牛滝小中学校	字牛滝川 目 21-1	90	校長 38-5005	"	鉄筋2階 1,036 m ²	×	○	×	○	○
		牛滝小中学校校庭	字牛滝川 目 21-1	200	"	"	3,179 m ²	×	○	×	○	○
		牛滝地区交流促進センター	字牛滝川 目 100-1	90	牛滝地区総代 38-5815	"	木造平屋 497.34 m ²	×	○	○	○	○

(イ) 指定緊急避難場所

施設名	所在地	電話番号	収容人数	地震	津波
ゆうなぎの里駐車場	佐井字原田 55-2	32-2220	400	○	○
佐井中学校校庭	佐井字中道 78-12	38-2078	900	○	○
長福寺	佐井字古佐井 112-1	38-2298	100	○	○
法性寺	佐井字古佐井 30	38-2104	60	○	○
発信寺	佐井字古佐井 25-1	38-2276	50	○	○
常信寺	佐井字古佐井 100-1	38-2881	20	○	○
佐井小学校校庭	佐井字糠森 103-3	38-2262	380	○	○
津軽海峡文化館アルサス	佐井字大佐井 112-1	38-4513	200	○	×
八幡宮	佐井字八幡堂 37	38-2313	100	○	○
旧磯谷小中学校	佐井字磯谷 10-2		80	○	○
旧磯谷小中学校校庭	佐井字磯谷 10-2		200	○	○
磯谷防災公園	佐井字 111-4		30	○	○
旧長後小中学校校庭	長後字長後川目 22		180	○	○
福浦小中学校校庭	長後字福浦川目 69	38-5003	250	○	○
牛滝小中学校校庭	長後字牛滝川目 21-1	38-5005	200	○	○

イ 災害の状況により、上記の避難所のみでは足りない場合、又は村区域内で適当な施設を確保できない場合は、隣接市町等に対する避難所の提供の要請又は県有施設や民間施設等の使用措置を講じる。

この際、施設管理者との使用方法等についての事前協議、輸送事業者等との事前調整などを実施しておくものとする。

2. 指定避難所の整備

指定避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等のほか、男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。

さらに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器や、避難生活の環境を良好に保つための換気・照明等の設備の整備を図る。

(1) 指定避難所の指定

ア 被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有する施設とすること

イ 速やかに被災者等を受け入れることなどが可能な構造及び設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものとすること

ウ 地区分けをする場合においては、町内会単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を横断して避難することはできるだけ避けること

エ 一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等を福祉避難所として指定するよう努めるとともに、民間賃貸住宅、宿泊施設等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めること

なお、避難所の指定に当たっては、施設管理者とあらかじめ協定を締結することが望ましい

こと

オ 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができ
る体制が整備されているものなどを指定すること

(2) 津波災害に対する指定避難所の指定

津波被害が予想される区域は、津波災害に対する指定避難所の選定に当たっては上記(1)に掲げ
る事項のほか、次の事項に留意する。

- ア 海に通じる堰、沢等を渡る場所にある施設としないこと
- イ 住民が短時間で避難が可能な場所とすること

3. 標識の設置等

指定避難所等を指定したときは、指定避難所等及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置する
ことにより、地域住民に周知し、速やかな避難に資するよう努める。また、誘導標識は、日本工業
規格に基づく災害種別一般記号を使用し、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示する
よう努める。

4. 避難路の選定・整備

避難路の選定は、街区の状況に応じて、住民が徒歩で確実に安全な場所へ避難できるよう次の事
項に留意して避難路・避難階段を整備・確保し、その周知に努める。

なお、各地域において、津波到達時間、指定緊急避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路
の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、村は、避難者が自動車
で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。検討に当たっては、大間警察
署と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車の避難には限界量があ
ることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図るものとする。

- (1) 避難路は、おおむね8m以上の幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物
施設がないものとする。
- (2) 地盤が耐震的で、地下に危険な埋設物がない道路とする。
- (3) 避難路は、相互に交差しないものとする。
- (4) 津波や浸水等の危険のない道路とする。

5. 避難路及び緊急避難場所並びに避難所周辺の交通規制

地震・津波災害時における混乱を防止し、避難を容易にするため、必要に応じ、大間警察署、下
北地域県民局地域整備部と協力し、避難路、緊急避難場所及び避難所周辺の駐車場規制等の交通規
制を実施する。

6. 避難訓練の実施

住民の意識の高揚を図るため、定期的に避難訓練を実施する。

7. 避難に関する広報

住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、平素から次により広報活動を実施す
る。

(1) 指定避難所等の広報

地域住民に対して、指定避難所等に関する次の事項について周知徹底を図る。

- ア 指定避難所の名称
- イ 指定避難所の所在位置
- ウ 避難地区分け

エ その他必要な事項**(2) 避難のための心得の周知徹底**

地域住民に対して、次の避難に関する心得の周知徹底を図る。特に避難時の心得については、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は近隣の緊急的な退避場所へ移動又は屋内での退避等を行うべきことについて日頃から周知徹底に努める。

ア 避難準備の知識

イ 避難時の心得

ウ 避難後の心得

(3) 避難所の運営管理に必要な知識の普及

村は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

8. 避難計画の策定

村は、次の事項に留意して避難計画を策定しておく。

(1) 避難勧告又は避難指示（緊急）を行う基準及び伝達方法

(2) 避難勧告又は避難指示（緊急）を行う対象区域（町内会又は自治会等、同一の避難行動をとるべき避難単位）、指定避難所等の名称、所在地、対象世帯数並びに対象者数、避難行動要支援者の状況

(3) 指定避難所への経路及び誘導方法**(4) 要配慮者の適切な避難誘導体制****(5) 指定避難所における要配慮者のための施設・設備の整備****(6) 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項**

ア 給水措置

イ 給食措置

ウ 毛布、寝具等の支給措置

エ 被服、生活必需品の支給措置

オ 負傷者に対する応急救護措置

カ その他避難所開設に伴う通信機器、仮設トイレ、テレビ、ラジオ、マット、非常電源等の設備等の整備

(7) 避難所の管理に関する事項

ア 避難受入中の秩序保持

イ 避難者に対する災害情報の伝達

ウ 避難者に対する応急対策実施状況の周知

エ 避難者からの各種相談の受付

オ その他必要な事項

(8) 災害時における広報**(9) 自主防災組織等との連携**

住民の円滑な避難のため、必要に応じて避難場所の開錠・開設について、自主防災組織等の地域コミュニティを活用して行う。

9. 広域一時滞在に係る手順等の策定

村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、災害発生時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を策定しておく。

第9節 津波災害対策

[総務課]

津波災害対策の検討に当たっては、

- (1) 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- (2) 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波の2つのレベルの津波を想定することを基本とする。

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、住民の津波防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地のかさ上げ、指定緊急避難場所（津波避難ビル等を含む）や避難路・避難階段の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進するとともに、臨海部の産業・物流機能への被害の軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じるものとする。

比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進めるものとする。

1. 海岸保全施設等の整備

津波災害による被害を最小限に止めるため、国、県の協力を得て海岸堤防・防潮堤、防波堤、防潮水門、海岸防災林等の海岸保全施設等の整備を行うとともに、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震性の確保を図るものとする。

また、津波により海岸保全施設等が被災した場合でも、その復旧を迅速に行うことができるようあらかじめ対策をとるとともに、効果を十分發揮するよう適切に維持管理するものとする。

さらに、津波に関する統一的な図記号等を利用した分かりやすい標識の設置や、周囲に高台等がない地域では津波避難ビル等の整備・指定を推進する。

2. 津波防護施設

発生頻度が極めて低い最大クラスの津波が海岸保全施設等を乗り越えて内陸に侵入する場合に、浸水拡大を防止するための施設を、既存の道路、鉄道等に小規模盛土や閘門を設置するなどの方法で、効率的に整備し、一体的に管理するものとする。

3. 津波防災の観点からのまちづくりの推進

(1) 津波に強いまちづくり

浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、指定緊急避難場所（津波避難ビル等を含む。）及び避難路・避難階段等の整備等、避難関連施設の効率的・計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設等の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図るものとする。この際、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間での避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。

また、行政関連施設、要配慮者にかかる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等により